

道路工事施工承認申請(法第24条関係)

3部(正1部、副2部)提出 ※通行規制を伴わない場合は2部(正副各1部) (申請手数料1,100円)

申請から許可までは通常2~3週間(ただし、土日祝日等の閉庁日・申請書類の不備に要する期間は除きます)かかりますので、申請書は余裕を持ち早めにご提出ください。

道路工事施工承認申請書	
添付書類	
・位置図(付近見取図)	現地が明確に判る図。
・全体計画図	計画図に道路境界線(着色)を記載すること。
計画図	
平面図	縮尺、方位、地名、道路構造物、施工する構造物等の位置・数量・寸法、官地への出幅、官民境界線(着色)等を記載すること。
断面図	道路の構造物、施工する構造物等、官民境界線(着色)、土被り・離隔等を記載すること。
・施工する構造物等の詳細図	
構造図	材質、構造、寸法、規格等を記載すること。
面積求積図 等	
・境界確定書の写し	
・誓約書	
・道路工事に関する同意書	自治会長等。 正1部には必ず原本を添付すること。 ※水路に関する占用の場合は地元水利組合長の同意書も必要。
・その他必要な書類	
委任状、現況写真等	代理申請する場合は、委任状が必要。
通行禁止等の申請	片側交互通行等も通行規制となるため申請が必要です。
・安全対策図	道路幅員、規制区間、通行可能幅、通行規制方法、歩行者・自転車についての交通誘導員の対応等を記載すること。
・迂回路図	
・通行規制に関する同意書	『道路工事に関する同意書』と兼用可。 正1部には必ず原本を添付すること。

※「道路工事に関する同意書」「通行規制に関する同意書」は内容の記載があれば兼用可。
申請書ダウンロードの同意書を参照してください。

※ 道路工事施工承認後、警察署へ「道路使用許可」申請を行うこと。

※ 奈良県広域消防組合 御所消防署に「道路工事届出書」を2部提出すること。